

会長選出細則

会長の選出は、会則第4章第12条にもとづき、以下の手続きによってこれを行う。

第1条 会長選挙は、会長の任期満了あるいは在任期間中の辞職にともない、行うものとする。

第2条 会長選挙は、選挙権を有する会員の直接投票によって行う。

第3条 会長選挙の有権者は、前年度総会の時点における正会員とする。

第4条 選挙管理委員会は、選挙実施年度の第1回理事会において設置の承認を得る。当委員会は、会長、副会長、前会長、前副会長で構成し、会長が委員長を兼ねる。事務手続きは、事務局が行う。ただし、任期満了に由らない会長選挙の必要が生じた場合には、速やかに選挙管理委員会を設置し理事会において承認を得る。

第5条 会長の選出は、以下の手順で行う。

- 1) 選挙の投票方法は、選挙管理委員会が定め、理事会で承認を得る。
- 2) 選挙の投票方法は、郵送によるもののほか、電子媒体を利用したものを認めることができる。
- 3) 投票者は、投票用紙を選挙管理委員会へ選挙期日までに到着するように郵送もしくは電子媒体を用いた投票をしなければならない。ただし、郵送の場合には、選挙期日までの消印のあるものは有効とする。
- 4) 電子媒体を用いた投票については、投票に際して、投票者本人が有権者であるかどうかを選挙管理委員会が確認するための措置をとる。
- 5) 投票に際して投票者を確認するためにとられた措置による個人情報、投票の有効性を確認する以外にはこれを用いてはならない。
- 6) 投票において有権者総数の過半数を得た者があれば、理事会は当該会員に対し会長就任を依頼する。
- 7) 投票において有権者総数の過半数を得た者がいなければ、理事会は得票数の多い順に当該会員に対し会長就任を依頼する。投票同数の場合は年長者から先に依頼する。
- 8) 会長就任を承諾した会員は、これを総会において会長に選出する。

第6条 この細則の改廃は、総会の議を経るものとする。

附則 この細則は、2021年7月31日より施行する。

日本ロシア語教育学会初代会長選挙についての特例

日本ロシア語教育研究会から日本ロシア語教育学会への移行について、初代会長選出における選挙管理委員会は、特例として、日本ロシア語教育研究会事務局が務める。

(日本ロシア語教育研究会 臨時総会 @2021/07/31)